

【アメリカ】 管理された非機密情報大統領令

2010年11月4日、機密指定はされていないが一定の保護又は公開制限が必要な政府情報について、「管理された非機密情報」(CUI)という区分及び下位の区分を設けることが大統領令第13556号によって定められた。これまで個人情報、安全保障やビジネス、犯罪捜査などに関する非機密情報の取扱いは、省庁ごとに異なっていた。保護の必要な情報が適切に保護されなかったり、情報の共有が不必要に妨げられるという弊害があったため、各行政機関における情報管理の標準化を行うことが大統領令の目的である。各省庁は180日以内に、従来のこのような情報の区分をその根拠とともに見直しを行い、今後の区分を明確に定義しなければならない。公文書管理局は各省庁からの区分を集約して、全省庁統一的な取扱い基準の策定に向けて今後作業を行う。統一的なCUIの取扱い基準は、公刊されなければならない。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 アフガニスタンの治安と安定に関する報告書

国防省は、2010年11月23日に、2010年4月から9月までのアフガニスタンの状況に関する報告書を連邦議会に提出した。報告書は、第1章戦略、第2章アフガニスタン治安部隊(ANSF)、第3章治安、第4章統治、第5章再建と開発、第6章麻薬対策、第7章地域の関与という構成で、アフガニスタンの現状に関する多面的な分析とアメリカの包括的な戦略等を内容としている。治安や統治、開発の進展状況は地域によって差があり、重点地域については改善している。社会や経済の状況も徐々に改善はしているが、依然として治安状況に制約されている。統治能力の向上や経済開発は長期的な課題で、国際社会からの継続的な支援が必要である。カルザイ政権の統治については汚職対策や国境管理、関税の徴収の改善が不十分である。報告書は2008年度国防授權法の規定によって連邦議会への提出が義務付けられているものである。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 両院で北朝鮮非難決議可決

北朝鮮が韓国の延坪島を砲撃したことを非難する下院決議(H.Res.1735)が2010年12月1日に賛成403、反対2、上院決議(S.Res.693)は12月2日に全会一致でそれぞれ可決された。下院決議は、北朝鮮の砲撃が朝鮮戦争休戦協定に違反して民間人の犠牲者を出したことを非難し、さらなる攻撃を行わないよう要求している。米韓同盟や韓国の安全保障、朝鮮半島の安定への下院の関与を再確認し、米国の同盟国等にはアジア太平洋地域の平和のために協力を促し、中国に対しては北朝鮮の行為を抑え国際社会と協調させるよう求めている。北朝鮮に対してはすべてのウラン濃縮を中止して設備を廃棄することを求めている。上院決議もほぼ同内容であるが、オバマ大統領に対して韓国政府と協力して韓国へのさらなる挑発行為を防止するための措置を取るよう求め、政権に対しては韓国との二国間の経済関係を維持することを促している。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】2020年に向けたエネルギー戦略

欧州委員会は、2010年11月10日、「エネルギー2020—競争的、持続的かつ安定的なエネルギー戦略」という政策文書を公表した(COM/2010/639 final)。これは、欧州連合(EU)の地球温暖化ガス排出量の約8割を占めるエネルギー分野において、今後10年の戦略を5つ立て、それぞれに優先課題を設定しているもので、内容は次のとおりである。①エネルギー使用効率化計画及び財政措置等に関する具体的な立法提案を2011年に策定する。2020年までに交通や建物を中心に20%の省エネを目指す。②エネルギー市場の統一を2015年までに果たし、汎欧州の自由なエネルギー流通を保障する。再生可能エネルギーを増やし資源の多様化を保障するための基盤整備には1兆ユーロが見込まれる。③市場の競争力を強化することにより、消費者にとって確実に安全な購入しやすいエネルギーを確保する。④スマートグリッド等エネルギーの技術及び革新において欧州の指導力を強化する。⑤EUエネルギー市場について近隣諸国との連携協力を促進する。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】高レベル廃棄物最終処理に関する指令の提案

EUには143基の原子炉があり、管理に100万年もの期間を要する高レベル廃棄物が毎年7,000m³排出されている。これらは中間貯蔵施設に保管されるが、冷却等の管理が必要である上に、航空機事故や地震等の脅威もある。欧州委員会は2010年11月3日、「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する理事会指令」を提案した(COM(2010)618 final)。これは、民間の原子力発電所その他諸活動から出る使用済核燃料や放射性廃棄物に対して適用するもので、各加盟国に対し、これらの法的規制と組織的枠組を整備することを求めるものである。具体的内容は、枠組実施のための国内計画、安全性に関する要件、免許制度、施設監督・定期査察・文書管理及び報告に関する制度、強制執行、関係者から独立した監督庁等の整備等である。各国内計画は、指令案採択後3年以内に策定することとされ、安全な最終貯蔵施設を建設し管理する時期及びその方法を示すことになる。(「EUにおける原子力の利用と安全性」『外国の立法』244号, 2010.6.参照) (海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】欧州議会の最低賃金保障決議

欧州議会は、2010年10月20日、欧州における貧困撲滅及び包摂型社会の促進における最低賃金の役割に関する決議を賛成437、反対162、棄権33で採択した(INI/2010/2039)。欧州委員会の「ソーシャルアジェンダ2005-2010」が2010年を「貧困との闘い及び包摂型社会の欧州年」と位置付けていたにもかかわらず、社会的不平等は拡大している。EUにおいて貧困基準以下で生活する人々は、2000年の15%から2008年末の17%へと漸増し、年齢層では17歳以下が20%、65歳以上が19%と高く、25歳未満の5人に1人が失業状態である。決議は、労働市場政策と福祉政策を両立させ、誰もが障害等にかかわらず、適切な賃金と年金が保障された高品質で差別のない職業に就労できるようにすること、職業教育・訓練を含むあらゆる教育、公共サービス及び社会保護を保障することの必要性を再確認し、各加盟国は最低賃金の基準値を設定し、平均賃金の最低60%相当を目標とすべきとしている。また、欧州委員会には欧州行動計画の策定を求めている。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】 公共法人整合法案の提出

2010年10月28日、保守・自民連立政権は公共法人整合法案を上院に提出した。この法案は、一般に **Quango** と呼ばれる公共法人 (**public body**) の透明性及び説明責任の向上並びに支出削減を柱とした財政赤字の解消を約束した政権合意に基づいて、附則に掲げる多数の公共法人等の廃止、統合、組織変更又は権限移管等を大臣 (**Ministers of the Crown**) の命令により実施することができるようにしようとするものである。上院憲法特別委員会は、その報告書で、法律で設立された多数の公共法人を大臣が命令のみで廃止しうる権限を (英国教会を樹立して修道院を解散させた) 「ヘンリー8世」の権限になぞらえ、命令には両院の同意が必要なものの、議会に十分な情報提供をしないまま実質的審議なしに公共法人が廃止されかねないとして、同法案は、適切な手続的保障なく大臣に法律を改正する権限を与えるもので憲法違反であると判断した。委員会は、法案の審査状況を注視しつつ、必要に応じ更に報告書を作成する模様である。 (海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】 郵便法案の再提出

郵便市場の完全自由化や電子メールの普及等による国有会社ロイヤル・メール (以下「**RM**」) グループ (以下「**RMG**」) の経営難を打開するため、連合王国郵便事業部門に関する独立審議会の答申で提示された抜本的な改革案を受けて 2009 年に労働党前政権が提出した郵便法案は、党内事情等により廃案となった。今回、審議会の答申の更新を受け、保守・自民連立政権は改めて郵便法案を提出した。法案の趣旨は、概ね次の 4 点である。① **RMG** の再編。国有 **RMG** 株式の売却制限を撤廃して国有株式の全株売却を可能とし、うち 10%以上を従業員持株分とする。ただし、子会社の郵便局株式会社は、当面国有とする。② 歴史的経緯のある **RM** の年金赤字を政府に移管する。③ 郵便事業委員会から通信庁への権限移管等郵便事業部門の新監督体制を定め、基礎的郵便業務の維持を通信庁の主要任務とする。④ 業者が破綻処理手続に入ることによって基礎的郵便業務に支障を生じないように、その維持継続を図る特別管理体制を規定する。 (海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】 国民保険料率改定法案の提出

イギリスの国民保険は、日本の健康保険、年金保険及び雇用保険等を合わせたものに相当する総合的な社会保険である。その保険料率は、労働党前政権時代の 2008 年予算前報告で 0.5%の、2009 年の予算前報告で更に 0.5%の引上げが 2011 年 4 月に予定され、2010 年 6 月の緊急予算でも再確認されていたものである。これを受けて、2010 年 10 月 14 日、政府は国民保険料率改定法案を下院に提出した。法案の要点は、① 労働者、事業主及び自営業者が 2011 年 4 月 6 日から負担する国民保険の保険料率を 1%引き上げること、② 地域事業主の新規事業に対する国民保険の保険料の負担免除期間を設定することの 2 点である。②の措置は、すでに法案提出前の 2010 年 9 月 6 日から政府の裁量で開始されている。これは、国内各地域における新規事業の立上げと雇用創出の促進を目的とするものである。法案は、11 月 23 日の第 2 読会の後に設置された同法案審査委員会において審査されている。 (海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】銀行・金融規制法の制定

「銀行と金融の規制に関する 2010 年 10 月 22 日の法律第 2010-1249 号」が成立した。同法は、2009 年 9 月の第 3 回 G20 で世界的な金融危機対策として提示された金融規制強化の方針に基づくものである。内容は多岐にわたるが、次のような点が主眼となる。①フランス銀行をはじめとした金融関係の各機関の代表者からなる「金融及びシステミック・リスクの規制に関する評議会」を設置し、各機関の連携を深める。②金融市場監督庁に対し、緊急時の金融商品の取引制限や信用格付機関の承認及び取締り等を行う権限を与える。③金融業関係者の報酬を審査する委員会を設置する。これは高額な報酬を目当てに過度なリスクを追求する金融業界の傾向を抑制することを目的とする。このように規制を強化する一方で、経営不振に陥った企業の再生保護手続の改善なども規定されており、規制と保護の両面から経済活動の安定化を図る内容となっている。

(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】映画館のデジタル上映設備に関する法律

「映画施設のデジタル設備に関する 2010 年 9 月 30 日の法律第 2010-1149 号」が成立した。近年、デジタル上映を前提とした映画作品が増加し、デジタル上映設備の設置費用が映画館の経営を圧迫している。こうした状況の中で国内の映画館の総数を維持するために、同法は映画館へのデジタル上映設備設置の支援を目的としている。同法の特徴は、映画館にデジタル上映設備を初めて設置する際の費用を、映画配給業者に分担させる点にある。分担金支払義務は未公開の映画作品をデジタル形式で配給する場合に発生し、設備の最初の設置から 10 年間、各映画館に対して作品ごとに支払うことになる。分担金の支払額は、映画館経営者と映画配給業者の間で公平な条件の契約に基づき決定される。この他に、映画作品と映画上映施設の多様性の維持を目指し、国立映画センターが映画館経営者と映画配給業者の代表からなる協議委員会を組織することも規定された。

(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】労働組合法の補完

「2008 年 8 月 20 日の法律第 2008-789 号による社会民主主義に関する規定を補完する 2010 年 10 月 15 日の法律第 2010-1215 号」が成立した。前提となる 2008 年の法律は、労働組合の「代表性」に関わるものである（外国の立法 237-2 号(2008.11) P.25 参照）。代表性とは労働者を代表する労働組合として使用者に対し要求等を行うことができる資格のことである。代表性は従業員が投票する「職業選挙」において、一定の得票率を達成した労働組合に付与される。ただしこの職業選挙は、従業員 11 人未満の小規模な企業では実施されない。そこで同法は、そうした小規模な企業の従業員による新たな選挙の実施を定めた。これにより小規模な企業の従業員の意思が代表性に部分的に反映されることになる。選挙は 4 年に一度実施され、その得票数が全国レベル及び職業分野レベルの労使交渉における代表性を判定する際に加算される。職業選挙とあわせて得票率 8%を超えた組合に代表性が付与されることになる。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】 欧州金銭制裁法

2010年10月27日に「罰金及び過料の相互承認の原則に関する2005年2月24日の欧州理事会枠組決定2005/214/JHAの国内法化に関する法律（欧州金銭制裁法）」が公布され、国際刑事司法共助法が改正された。これは主に、EUの他の加盟国で課された罰金刑又は過料を、ドイツで承認し執行する手続について定めた改正である。対象となるのは、70ユーロ以上の金銭制裁である。また、外国とドイツで二重に制裁を課してはならない。所轄庁の連邦司法庁が、外国官庁の決定した金銭制裁をドイツで執行することが認められるかどうかを審査し、認められる場合には承認を経て、執行する。金銭制裁を課された者は、承認に不服がある場合には区裁判所に異議を申し立てることができる。制裁金は原則として国庫に入るが、裁判所が関与した場合には、裁判所が所在する州の収入となる。この法律は、特に外国における交通違反に対する制裁金について適用されると見られている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 道路交通法の改正

2010年12月8日に「道路交通法及び自動車整備士法を改正する法律」が公布され、12月9日から施行されている。今回の道路交通法の改正により、17歳から免許取得が可能になり、同伴者を伴うという条件で運転できるようになった。2005年の道路交通法の改正で、「17歳から同伴者付運転」はモデル・プロジェクトとして既に行われており、2008年には全ての州で施行されていた。その結果、17歳で同伴者付で運転を始め18歳になって一人立ちする場合には、18歳から一人で運転を始める場合よりも、事故が22%、交通違反が20%減少し、早くから同伴者付で運転に慣れることによる好影響が実証されていた。今回の改正は、この結果を受けて、モデル・プロジェクトを本施行に移すものである。同伴者には、満30歳以上、免許取得後5年以上経過していること、交通違反が3点以内という条件が政令で定められている。また、17歳で同伴者なしで運転した場合には、運転免許取消し、過料の支払い、試運転期間の延長、免許の再発行が必要となる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【イタリア】 市民の安全を守るための新たな措置

現在のベルルスコーニ政権は、2008年5月の発足以来、市民の安全を守ることを看板に掲げている。発足直後に「公共の安全」のための立法を行っている（本誌236-1号、2008年7月、pp.14-15参照）が、あらためて、安全に関する法令（2010年11月12日の暫定措置令第187号）を公布した。今回の法令も、様々な分野にわたる「安全」のための対策パッケージであるが、特に、スポーツ施設や競技観戦に関わる規定一施設の警備の強化を図ること、施設内で生じた犯罪がビデオ等の記録で確認された場合には48時間以内であれば現行犯として逮捕できること等一が特徴的である。ほかに、都市の安全に関する条例の実施にあたっての市町村の長の権限の強化、マフィア対策特別計画（本誌245-1号、2010年10月、p.24参照）により導入された取締り対策の強化、犯罪捜査における警察の国際協力活動の強化など、多様な内容となっている。その後、改正を伴って法律に転換された（2010年12月17日の法律第217号）。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【イタリア】 刑務所の混雑を緩和する法律の制定

イタリアでは、現在、全国の刑務所が過密状態にあり、政府は、刑務所の新設や既存施設の拡張等を進めているが、それらが完成するまでの対策として、いわゆる「刑務所混雑緩和法」（2010年11月26日の法律第199号）が成立した。この法律は、刑が1年未満の受刑者には、収監の執行を停止し、自宅拘禁により刑を執行する、また、すでに収監されている受刑者についても、刑の残りの期間が1年未満であれば、これを自宅拘禁に代えるというものであり、2013年12月31日までの臨時的措置である。逃亡、再犯の可能性のある者、社会的に危険と思われる犯罪者、常習犯、特別な監視下に置かれている者などは対象にならない。当該受刑者により被害を蒙った者を庇護する必要がある場合も、対象から除かれる。薬物及びアルコール中毒である犯罪者は、リハビリ的な措置として、公的な医療施設等に収容されて刑に服することもあり得る。7,000人の受刑者が、この法律の「恩恵」に与ると見られている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【イタリア】「若者に未来への権利を」—青年の未来のための政策

2010年11月、ジョルジャ・メローニ青少年担当大臣は、現在の経済危機のあおりを受けて仕方なくバンボッチョーネ（親のすねをかじる大きな子ども）であり続けざるを得ない青年たちに未来への権利を与えようというスローガンを掲げた政策パッケージを発表した。それは次のようなものである。①不安定雇用に対する政策として、35歳以下の若者を無期契約の労働者として雇った企業に対して補助金を出す。②正式に結婚していない若いカップルが容易に住宅ローンを組めるような助成措置を講じる。③能力のある若者に対して投資する官民共同出資の基金を創設し、彼らの起業や創造的な能力の発展等を助ける。その他、金融界、産業界の支援も得て、優秀な学生に対する奨学金貸与等による教育面での援助や能力の開発を目指し、優秀な学生2万人を職に就かせることを目標とする政策などが講じられる。この政策パッケージ全体で3億ユーロの予算を見込んでいる。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【スイス】 外国人犯罪者の国外退去要件に関する国民投票

2010年11月28日にスイスで国民投票が行われ、外国人犯罪者の国外退去の場合の範囲を拡大する憲法改正案に対して53%が賛成した。これは、保守政党のスイス国民党の発議で、外国人が殺人、暴力犯罪、性犯罪、人身売買、麻薬密売、家宅侵入等での確定判決を受けた場合又は生活保護や社会保険を不正受給した場合に、自動的に滞在権を失うというものである。個別の事情は一切考慮されず、退去させられた外国人は、その後5~15年間スイスに入国できない。これは、特にスイスがEUと結んでいる「人の自由な移動を定める協定」に違反すると見られている。連邦議会の対案も、国民投票の対象となった。対案は、外国人の退去に際して個別の事情を考慮するものであった。議会は5年以内に、強制退去の要件を具体的に定める法律を制定しなければならない。スイスは、2009年9月の国民投票で国民党発議によるイスラム教寺院の尖塔の建設禁止を採択している。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】集会・デモ等への規制強化法案に大統領が拒否権発動

2010年11月5日、メドベージェフ大統領は上下両院を通過した「集会・ミーティング・デモ・行進・ピケに関する連邦法」の改正法案に拒否権を発動した。法案は次のような改正点を内容としていた。①デモ等の「大衆的組織行動」の概念に、自動車など「輸送手段を利用した」行動を含め、その際に交通安全法令の遵守を義務付け、公共交通インフラが利用される場合はこれを規制する権限を連邦構成主体政府に与える。②行政的違法行為法典のデモ等の違法行為を定めた条文に規定された行政罰を受けている人物や団体は、大衆的組織行動の組織者になれない。大統領は、こうした組織行動は「国家権力機関と地方自治機関の活動への最も効果的な働きかけの形態の一つ」だとし、法案は「市民の憲法的権利の自由な実現を妨げる条文を含んでいる」とした。これを受け、法案は、①の公共交通インフラを利用する行動は「連邦構成主体の法律」により規制されると修正され、また②の点は削除された。修正法案は12月10日に成立した。 (海外立法情報課・堀内 賢志)

【ロシア】モスクワの交通渋滞解消に向けた措置の策定

2010年10月28日、メドベージェフ大統領の下で「首都における交通問題に関する会議」が開催された。大統領は、深刻な渋滞問題を抱えるモスクワの交通を規制することが、国家機関の活動、さらにモスクワにおける国際金融センター創設といった重要な国家的課題にとっても極めて重要であり、緊急の課題であると語った。同会議の議論に基づき、連邦政府、モスクワ市政府及びモスクワ州政府などに対する委任事項のリストが作成され、11月8日に大統領によって承認された。この委任事項には、国家機関・自治体機関の業務開始時間の調整、タクシーを含む公共交通機関の規制やモスクワ市への乗用車・トラックの乗入れの制限、各地方自治体において駐車ルールを監督する「パーキング局」の創設、モスクワ市市境の自動車運行管理センターの設置、モスクワ市の駐車場建設プログラムの作成、歩行者用の地下道及び歩道橋の増設、公共交通機関のための専用レーンの設置などの措置が含まれている。 (海外立法情報課・堀内 賢志)

【ロシア】「カチンの森事件」に関する下院声明

2010年11月26日、連邦議会下院は「カチンの悲劇とその犠牲者に関する声明」を採択した。声明では、第二次世界大戦中にソ連内務人民委員部の捕虜収容所、ウクライナ、ベラルーシの監獄に囚われた数千人のポーランド市民・軍人が射殺された事件が「カチンの悲劇」と総称され、非公開であった文書によりそれが「スターリンとその他のソビエトの幹部たちの直接的な命令により実行された」ことが証明されたと認めている。一方で、カチンにはスターリン体制の犠牲となった数千人のソ連市民やナチスにより射殺されたソ連軍人の死者が眠っており「カチンはわが国にとっても悲劇の場所である」としている。声明は、「自国市民と外国市民へのテロと大規模迫害を法の支配と公正性の理念に反するものとして非難しつつ、不当な弾圧の全犠牲者とその肉親、親族の方々に深い哀悼の意を表する」とし、真相解明をさらに続けていくことを表明している。なお、共産党は事件の真相がまだ実証されていないとしてこの声明に反対した。 (海外立法情報課・堀内 賢志)

【中国】国際私法の制定

法律関係中で、主体、客体、行為等の一が国外の要素を有する涉外民事関係については、いずれの国の法律を適用すべきかが問題となる。第 11 期全人代常務委員会第 17 回会議で 2010 年 10 月 28 日に採択、公布され、2011 年 4 月 1 日から施行される国際私法（原文は「涉外民事関係法律適用法」）（主席令第 36 号）は、民事主体、婚姻・家庭、相続、物権、債権及び知的財産権について適用する準拠法を定めるものである。原則として、自然人の権利能力及び行為能力については常居所地法を、法人については登記地法を適用するが、外国法の適用により中国の社会公共の利益が損なわれる場合には、中国法を適用している。統計によれば、2009 年に中国の裁判所が判決を下した涉外民事紛争は 11,000 件に上り、中でも労働契約、消費者契約等契約に係る紛争が多いとされる。労働契約は労働者の勤務地法を、消費者契約は消費者の常居所地法を、不法行為責任は行為地法を適用すること等を定めている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】社会保険法の制定

社会保険法が 2010 年 10 月 28 日の第 11 期全人代常務委員会第 17 回会議で採択、同日公布、2011 年 7 月 1 日から施行される（主席令第 35 号）。現在各地方や部門等で独自に実施されている年金保険、医療保険、労災保険、失業保険、出産保険の 5 つの社会保険を、国の統一的な制度として実施し、国民がこれらの保険給付を受ける権利を保障することを目的としている。中国では、市場経済導入以後、都市と農村、地域間の社会的及び経済的な格差が広がっており、調和のとれた安定した社会を構築するためにも、社会保障の整備は大きな課題となっている。同法では、国务院の社会保険行政部門が全国の社会保険の管理業務を行い関係部門が管轄する保険業務を行うこととし、各保険の対象、受給の条件及び保険料の納付等について規定している。また各社会保険基金について国の統一的会計制度を実施し、基本年金保険基金は全国における、その他の基金は省級における基金運用を段階的に実行し、厳格な管理監督を行うとしている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】栄養改善業務管理弁法の制定

国民の栄養改善を促進し、健康を向上させるために、栄養管理に関する弁法が衛生部により初めて制定され、2010 年 9 月 1 日から施行されている（衛疾控発[2010]73 号）。中国の国民の食生活・栄養状態については、全般的にビタミン、カルシウム、鉄分等微量元素の不足、貧しい農村では栄養不足、都市部では肉類や油脂類の過剰摂取、栄養の偏りによる疾病の増加、栄養に関する国民の知識不足等が問題点として指摘されている。弁法では、栄養改善業務を公共衛生業務の一環と位置づけ、衛生行政部門が関係機関と連携して、栄養改善計画や栄養基準を策定し実施すること、国民の食事、栄養、疾病に関するモニタリング制度を構築すること、栄養バランスの良い食事や健康的な生活習慣の教育・普及に努めること、疾病予防のための栄養指導を行うこと、学校の給食や食堂への栄養指導を強化すること等を定めている。また、メディアが大衆に誤解を与えるような不正確な栄養情報を伝えることを禁止する規定も定めている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【タイ】 与党解党処分の訴えを憲法裁判所が却下

2010年11月29日、憲法裁判所は、政党助成金の不正流用の疑いがあるとして与党・民主党の解党処分を求める選挙委員会の訴えに対し、提訴手続に不備があるという理由で訴えを却下した（4対2）。本件は、2005年に実施された総選挙において、当時野党であった民主党が政党助成金2900万バーツ（約7800万円）を不正に流用し、虚偽の報告を行った疑いがあるとして、選挙委員会が同党の解党を求めているものである。また、12月9日、憲法裁判所は、不正献金の疑いがあるとして民主党の解党処分を求める最高検察庁の訴えに対しても、同様に提訴手続に不備があるとして訴えを却下した（4対3）。本件は、2005年総選挙時、TPIポリン社（反タクシン元首相派の人物がオーナーを務める）から2億5800万バーツ（約7億円）の不正献金があったとして同党の解党を求めているものである。過去に憲法裁判所から解党処分判決を受けているタクシン元首相派からは「司法におけるダブル・スタンダード」だとの批判が相次いでいる。（海外立法情報課・大友 有）